

議 事 録

令和7年10月10日

開催場所	伊賀市役所本庁5階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第28回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 吉岡 玉岡 門口 森田 西田 大田 藤室 松永 中原 福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 橋本 折戸 喜多 西口 喜久永 (計22名)	
欠席者	川口(貞) 高田 川口(-) 西尾	
事務局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本	
議 事		
会 長	<p>少し早いですけど、みんなお揃いですので、これから第28回伊賀市農業委員会月次総会を開催いたします。</p> <p>私も米すべて売りました。いくらで売ったかは内緒ですけど、よく考えてみますと、玄米になるまでのライスセンターの値段はちょっと忘れてしまいましたが、来年はもうちょっと高く売ろうかなと思います。</p> <p>この前から新米を食べています。非常においしいです。私どもの地域で水不足のため、かなりの稲が枯れました。若い人が作っている田だったので、「もう、来年からは止めや！！」と言っていて非常に困っています。</p> <p>来年は、前にも言いましたけど、水の当番制で乗り切っていこうかなと思っております。来年も水がかなり少ないと思いますので、何とかそういう事を考えていかなければならないのではと思います。</p>	
会 長	<p>それでは、農業委員会総会を始めたいと思います。総会の成立報告を事務局より報告いたします。</p>	
事務局長(前川)	<p>委員総数24名中、現在、21名の委員の出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にあります過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。</p>	
議 長	<p>今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。</p>	
一 同	<p>異議なし</p>	
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に議事録署名者の指名を行いたいと思います。署名者は⑦番の藤室委員、⑧番の松永委員にお願いいたします。</p>	
議 長	<p>本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開する事となっておりますので、ご承知おきお願いいたします。</p>	
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p>	
議 長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので、一括して報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>	
事務局(矢野)	<p>はい、失礼いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。総会資料1ページです。</p>	
事務局(矢野)	<p>賃貸借の合意解約がなされ、報告件数5件、筆数は田:11筆、面積は合計24,379㎡の通知がありましたので報告いたします。</p>	

事務局 (矢野)	続きまして、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」をご説明いたします。
事務局 (矢野)	無償の貸借である使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数田:2筆、面積は合計1,647㎡についての通知がありましたので、ご報告いたします。 以上です。
議長	説明が終わりました。ご発言ございませんか。
議長	ご発言がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の通知について」報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきいただきたいと思います。
議長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第1号 No.1～No.8について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	はい、失礼いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。 総会資料3ページからです。
事務局 (矢野)	No.1 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は3,699aで、取得後は3,703aとなる予定です。 譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含む構成員6名が常時従事し、農機具については、トラクター・田植え機・コンバイン・乾燥機・収穫機等それぞれを所有しております。作付については、玉ねぎやニンニクを予定しております。 譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人でありまして、当該地についても効率的に活用できるものと認められます。 周辺地域の農業に対して支障はなく、借受人もございません。
	続きまして、No.2 詳細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は、現在60aで取得後は78aとなる予定です。 本人の農作業歴は5年で本人が常時従事しております。 農機具は、耕運機を所有し、コンバイン・田植え機等については、それぞれリースをしており、申請地につきましては、水稻を作付する予定です。 譲渡人と譲受人につきましては、親戚関係でありまして、7月総会において空き家とその周辺の畑を譲り受けるとして3条許可を受けましたが、今回、その取得した空き家の前の田んぼにあたりまして、この田んぼにつきましては、利用権の設定により田植えがされていたため収穫が終わったタイミングで申請ということで、この度、申請いただいた次第です。 その利用権につきましては、先ほど報告いたしました2ページの報告第2号の使用貸借の解約によって契約が解除されております。 当該地につきましては、取得した空き家の前の土地でありまして、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺の農業に対して、支障はありません。
事務局 (北田)	失礼します。No.3です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は234aで取得後の耕作面積は245aとなります。 農作業歴は本人が60年、妻が55年で常時従事されています。 申請地は、これまで他の近所の方が水稻を作付されていましたが、その方も高齢となり、耕作ができなくなったことから近くで耕作している譲受人が農地を取得することになり、申請に至ったものでございます。 農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を作付される計画です。 申請地は譲受人の自宅から500m程度であり、近隣でも耕作していることから取得後も効率的に耕作できるものと認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。

No.4です。申請内容は議案書のおりです。
譲受人の現在の耕作面積は64aで、取得後の耕作面積は65aとなります。
農作業歴は本人が50年、妻も50年で常時従事されています。
譲受人は相続により農地を取得いたしましたが、遠方で管理ができず、これまで長年譲受人が申請地を管理していたことから申請に至ったものでございます。
農機具は、トラクターを1台所有し、申請地では、すいか・かぼちゃ等を作付される計画です。
申請地は、譲受人の自宅横にあり、譲受人の畑と一体で管理ができることから取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請地にかかる借受人はおりません。

No.5です。申請内容は議案書のとおりです。
譲受人の耕作面積はなく、取得後の耕作面積は3aとなります。
農作業歴はありませんが、申請地に隣接した空き家を取得し、移住された後に常時従事される予定です。
営農計画書によると、申請地では玉ねぎや葉物野菜を栽培される計画で、農機具は空き家にある耕運機1台を譲渡人から譲り受ける予定です。
申請地は、購入予定の居宅前にあることから取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請地にかかる借受人はおりません。

No.6です。申請内容は議案書のとおりです。
譲受人の現在の耕作面積は43aで取得後の耕作面積は60aとなり、農作業歴が本人が18年で常時従事されております。
農地の所在地は、下柘植地区と御代地区に分かれています。字界にあり2筆は連単しています。
休耕地となっていたことから、譲受人が引き受けて耕作することになり、申請に至ったものでございます。
農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を作付される計画です。
申請地は、譲受人の自宅から500mほどにあり、近隣でも耕作していることから取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請地にかかる借受人はおりません。

事務局
(勝本)

No.7 詳細は議案書のとおりです。
譲受人の耕作面積は51aで取得後は54aとなります。農作業歴は本人が10年、父親が50年、母親が30年で常時従事されております。
農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有しています。
申請地につきましては、水稻を耕作される予定です。
申請地は、自宅から徒歩で5分であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
なお、申請地にかかる借受人はおりません。

事務局 (山出)	<p>No.8 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は33aで取得後の耕作面積は116aとなります。 の作業歴は本人が5年で、家族及び親戚が常時従事されています。 農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・耕運機等については、必要に応じて知人から借りて作業を行っております。 申請地については、自宅から3分程度の場所にあり、水稻を栽培する予定です。 今回の申請につきましては、譲渡人が農業法人で経営されていましたが、法人の経営不振により倒産したことから農作業が困難となり、今回、先ほど報告第1号で報告させていただいたとおり、賃貸借の合意解約がなされ、農地を管理してくれる人を探していたところ、譲受人が使用貸借契約にて当該農地を管理する事となり、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。 以上です。</p>
議 長	<p>只今の説明に関連して、花垣地区、河合地区、依那古地区、神戸地区、柘植地区、西柘植地区、三田地区、中瀬地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
中原委員	<p>花垣地区です。 9月25日に現地確認を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりという事で、何ら問題はないと思いますので、審議の方よろしくをお願いいたします。</p>
福地委員	<p>河合です。 先月末、9月30日に現地の方で立会を行いました。事務局からの説明どおりなのですが、うれしいのは後を継いでいただいた譲受人がまだまだ若く、これから将来のある展望も持っていてという事で、地域の農業を守っていくという上で非常にたのもし譲り受けをしていただいたという事でよこんでいる次第であります。 みなさんのご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
藤室委員	<p>9月30日に現地立会を行いました。 現地は私どもの隣の土地で耕作をしておりますので、毎年水稻を作っておられる、管理もされているという事で、譲受人も耕作をある程度の量もしておられるので、間違いはないと思われます。 よろしくをお願いいたします。</p>
松永委員	<p>No.4 神戸です。 29日に現地立会を行いました。事務局から説明のあったとおりで、譲受人の居宅の隣の畑ということで、何ら問題はないと判断いたしました。 審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
福岡委員	<p>先般、関係者において立会を行いました。 農業指導委員並びに事務局、譲受人で立会いただきました。 事務局からの説明のとおりで問題はありません。 ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
田中委員	<p>西柘植地区です。 先ほど事務局の説明のとおりで、9月26日に現地を確認いたしました。 譲受人は友人の関係で、現在、不整形な農地で地元の方と調整をしながら水稻を耕作されるという事で、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
森田委員	<p>No.7 三田です。 9月24日に関係者で現地立会を行いました。 詳細は事務局の説明のとおりで、何も問題はないと思います。 ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

西田委員	No.8 中瀬です。 事務局から説明がございましたけど、3条としてめずらしく使用賃借権で10年間の設定という事ですけど、この方、外人さんでありますが書面的には機械等をリースして農業をするという許可申請をされております。まあ、本人がするというのでダメとは言えませんが・・・書面どおりであるという事で、私ども現地を確認いたしました。その中で、もし、作業等を丸投げするような事でしたら3条の許可は取り消しになりますよと一言申し上げさせていただきました。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第1号 No.1～No.8について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.1～No.8について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.8については、原案どおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第2号 No.1、No.2について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。 総会資料4ページです。
事務局 (矢野)	No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、名阪国道白樫ICより南西800mほどの土地で、農振農用地に該当いたしますが内容が農業施設に該当するため、転用については問題はなく、農用地から農業用施設用地への変更も手続き中です。 施設の概要は、申請人が平成4年ごろから養鶏の施設として利用していたため始末書が添付されております。 なお、現在の施設はそのまま、後に出てきます13ページにありますように利用権設定がありまして、そちらで別の経営者の方に貸借する予定となっております。 施設をそのまま使用するため、新たな資金は発生いたしません。 隣接する土地所有者には内容を説明済みで、周辺農地に対しても支障はありません。
	続きまして、No.2 詳細は総会資料のとおりです。 申請地は、鞆田保育所の南約300mほどの土地で、第2種農地に該当します。 施設の概要は、申請人が昭和50年ごろに自家用の倉庫を建築し、現在まで利用していたものであり、始末書が添付されております。 道路沿いの宅地に囲まれた狭小な畑であり、他に適した土地もなかった事から、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 取水汚水はなく、雨水につきましては、宅地内の雨水管から前面の道路側溝に放流されております。現状のままの利用のため、新たな資金も発生いたしません。 隣接する土地所有者には内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。 以上です。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区、鞆田地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	花垣です。 この件につきましては、新たに利用権設定という事で新規就農者で鶏を飼われるという事で、設備的には小さな施設になりますが、新規的にちょうどいいかなと思っております。ここは、問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

山本委員	<p>鞆田です。 今、事務局から説明のありましたとおり、住宅と住宅に囲まれた場所でありまして、今からとても農地に戻せる状態ではないと思いますので、しかたないと思います。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第2号 No.1、No.2について、採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第2号 No.1、No.2について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1、No.2については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第3号「事業計画変更申請について」を議題といたします。
議長	議案第3号 No.1について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。議案書5ページをご覧ください。 議案第3号「事業計画変更申請について」ご説明いたします。
事務局 (北田)	<p>No.1 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道市部駅から北へ130mほどに位置し、第3種農地に該当します。 申請地は、〇〇さんが車庫及び倉庫を建築する計画で、平成15年に許可を受けております。許可当時、鉄工業を営んでおり、事業拡大のため許可を受けたものですが、車庫のみ建築し倉庫については資金繰りが悪化したことから着工されずに転用が未完了となっております。</p> <p>当時の申請者も高齢となり、今後、許可目的を達成することが困難となった事から承継者の中森さんが代わって転用することとなり、事業計画を変更しようとするものでございます。</p> <p>〇〇さんは同じ市部にある実家で家族とともに建設業を営んでおり、実家近くで居宅を建築できる場所を探していたことから申請されたものです。</p> <p>申請地は、平成15年の許可当時は581番1として、面積710㎡の1筆でしたが、その後実測され、現在は581番1、面積:315㎡と581番5、面積:471㎡の2筆に分筆されております。</p> <p>この事業計画変更申請は、次の議案書6ページにあります「農地法第5条」にあがっておりますNo.2とNo.3と一連の申請となっております。</p> <p>変更申請については、平成15年当時の許可を変更しようとするための承認を求めらるものであり、この後の2件の5条申請につきましては、新たな権利移動を伴うことから必要な許可申請となっております。</p> <p>変更後の申請となる581番1、315㎡につきましては、承継者が営んでいる建設業用として利用いたします。</p> <p>既に建築されている車庫については、そのまま使用して残地については資材置場として整備します。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年1月31日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透及び既設排水路へ放流します。</p> <p>資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>また、581番5の471㎡につきましては、居宅を1棟建築し住宅用として利用いたします。建ぺい率は適正な22%を超えており問題はなく、工事計画は許可日から令和8年1月31日までの計画となっております。</p>

	<p>土地造成は整地のみ、取水は上下水道を利用し、汚水・雑排水は公共集落排水本管へ接続、雨水は既設側溝へ放流します。</p> <p>資金計画については、自己資金と借入金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しと融資見込証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、今後、農地として効率的に利用されるとは認められず、周辺の農地に対して支障はないことから事業計画の変更はやむを得ないと判断します。 以上です。</p>
議長	これに関連して、依那古地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
藤室委員	<p>9月30日に現地立会を行いました。</p> <p>当初は4条申請で車庫と倉庫を建てる計画で進めておって、現在は車庫は建っているが倉庫が未建設という状態の中で計画を断念したという事で、その後、Bさんがその土地を買われて当初の車庫と倉庫を建築するはずだった土地に、今度は住宅を建てるという計画に変更するような変更申請でございます。</p> <p>住宅を建てるにあたっては、既に4条の時に周辺の同意もいただいている状況ですので、これを建てるに際して何ら問題はないという判断をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	今の事業計画変更の件でございますが、これ、車庫及び倉庫というのは、例えば、車庫だけでは、これ4条許可？ 車庫だけの完了だけでは4条の完了にはならなかったのですか？
事務局 (北田)	現状、当時の公簿面積は710㎡なんですけど、車庫というのは56㎡という形で、当時のデータが古いもので、申請自体を確認しようにも残っていなかったんですが、大きな倉庫を建てようと思ってたと推測するんですが、それが未着工という事で、それ自体転用は完了していないという判断で今回の事業計画変更という形になっております。
西田委員	56㎡だけでは4条が未完了という扱いなの？
事務局 (北田)	本当に一部だけという形になっているので、それを転用が完了したという事には、ほとんどの農地とか荒地の状態に残っているという事になりますので、法務局の方で地目の変更という処理はできないという事になります。
藤室委員	これ、倉庫という事ですが、譲受人の方は鉄工業を営んでおる方ですから、加工場ですね。倉庫と加工場を建てるという事やから、倉庫は建物の一部であって、本来的には加工する場として転用することとしていたが、それができていないという事だから転用は未完了という事です。
西田委員	581番1の710㎡の土地に56㎡で車庫を建てて、あとの部分で加工場で作業してたんですね。
藤室委員	いや、加工場は別の所にあるみたいで、それを今度、この場所に加工場を移すという計画、事業拡大しようという事で、今回の4条申請が出てきているという訳ですけど、当時、資金繰りがうまくいかず断念したという事で、4条申請がそのままになっていたというのが現状で、それを〇〇さんが引き継いだ。Bさんは加工場ではなく、住宅を建てますよという事です。
西田委員	4条で〇〇さんの事業で、今度、変更後は5条の申請となるの？
事務局 (北田)	5条申請2件という形で次の議案の方で上げさせてもらっています。今回、以前の土地が分筆されているので、余計にややこしくなっているんですが、2件を5条申請として上げさせてもらっています。
西田委員	こういう事業の変更をしますよという話で、手続きは5条申請でやるという事です。
事務局 (北田)	そういう事です。

藤室委員	ややこしい話ですわ。
会 長	計画変更ですよな。
西田委員	4条がまだ終わってなかったらどうなるの？
事務局 (北田)	4条じゃなく、その計画そのものを変更するというもので、承継人がその事業を引き継ぐという事です。
藤室委員	この事業変更の承認が得られたら、4条の申請は抹消となるわな。
西田委員	抹消になるの？
事務局 (北田)	4条、5条という事よりも、当時の計画を変更するという形になります。
西田委員	だから、4条はどうなるんですか？
事務局 (北田)	4条の計画内容を変更するという事です。
事務局長 (前川)	すいません。 この事業計画変更が承認されましたら、元々許可していた4条ですが、効力がなくなります。そして、ここで(議案第3号)承認されましたら、次は5条での申請という事になります。
西田委員	4条はなくなるという事ですね。
事務局長 (前川)	そういう事です。
議 長	他にございませんか。
議 長	他にないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第3号 No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「事業計画変更申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第4号 No.1～No.6について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。 総会資料6ページです。
事務局 (矢野)	No.1 明細は議案書のとおりです。 申請地は、旧名張街道(国道368号線)から少し入ったところにありまして、旧国道沿いの古山郵便局から北西に200mほどの位置にあたります。周辺の状況から第2種農地に該当します。 譲受人は、土木工事及び建設工事の設計・施工を主に行う法人で、既存の資材置場が手狭になったことからその隣に拡幅する内容となっております。 事業所は、当該農地から約1.4kmほどにあります。 土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透により処理します。 資金計画につきましては、資金証明書が提出されておりまして、必要な資金が確保されていることが確認しております。 申請地は、既存の資材置き場に隣接しており、利便性も良く、他に代替え地も無いことから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 隣接する土地所有者には内容を説明済みで、周囲の農地に対して影響はございません。

<p>事務局 (北田)</p>	<p>失礼します。 No.2とNo.3は同一案件ですので、併せて説明させていただきます。</p> <p>申請内容は議案書のとおりです。 先ほどの議案第3号での事業計画変更申請で説明させていただきましたとおり、No.2につきましては、建設業用として車庫と資材置場、No.3につきましては、住宅用として居宅1棟を建築するための申請となっております。 概要の詳細については、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。</p> <hr/> <p>No.4です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀神戸駅から北へ1kmほどに位置し、第2種農地に該当します。 申請法人の株式会社〇〇は、平成11年に設立された法人で、旅客輸送事業等を営んでいます。 申請地は、本年3月に農地法第5条の許可を受けた駐車場の隣接地にあり、駐車場を拡張するために申請されたもので、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は、許可日から令和7年12月31日までの予定です。土地造成については25cm～60cm程度の盛土を行ったうえで碎石を敷き、ブロックを設置することで土砂の流出を防止する計画です。取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透にて処理をします。 資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.5 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、ふるさと会館いがから北へ800mほどに位置し、農用地区域内にある農地であることから、本年9月に農用地から農業用施設用地へ農用地利用計画の用途区分の変更がなされています。 平成30年1月に豚舎や飼料置場等を整備する計画で、農地法第5条の許可を受けた養豚施設の隣接にあり、養畜の事業のために必要な駐車場は、農業用施設に該当することから転用に問題はございません。 申請法人の株式会社〇〇は、平成19年に設立された法人で、養豚場の経営等を行っております。 今回は、申請地に隣接する豚舎を増築する計画で、現在の駐車場も狭いことから衛生管理を目的として新たに駐車場を整備するものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。 事業計画によりますと、従業員駐車場21台分として1,155㎡、豚の仕入れや出荷、エサなどの搬入用のトラック駐車場15台分として2,863㎡を整備する内容となっております。 工事計画としては、許可日から令和8年3月1日までの計画です。 土地造成は整地のみで、畦畔は現状を維持し、取水はなく排水は雨水のみで、既設水路へ接続して放流します。 資金計画については、自己資金で行う計画となっており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者及び地元関係者、土地改良区には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (岡嶋)</p>	<p>続きまして、No.6です。申請内容は、総会資料のとおりです。 施設の概要として、太陽光発電施設の支柱としての利用ですが、農振農用地であるため、3年毎に第5条の一時転用許可を受ける必要があり、平成25年9月12日に最初の一時転用許可となっており、今回5回目の一時転用許可申請となります。 転用事業者の〇〇株式会社は、平成24年3月14日に設立された法人で、太陽光エネルギー発電事業等を行っております。</p>

	<p>申請地につきましては、毎年、営農型発電施設の下部の農地における農作物の報告を受けており、今回の5条申請についても前回同様に営農を行っていくとの事で、場所については、高畑にある〇〇の北側に隣接した農振農用地であると認められます。</p> <p>申請概要については、20cm角の支柱を34本で合計転用面積が1.6㎡になります。下部の営農状態についても変更はなく、現在までの一時転用と同様ですので、周辺農地に対して支障はありません。</p> <p>本日、地元農業委員さんは欠席されておりますが、9月29日の現地立会時に問題はないと伺っておりますので、併せて報告いたします。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、古山地区、依那古地区、神戸地区、柘植地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
中原委員	<p>古山です。9月25日に現地確認を行いました。この田んぼの隣が譲受人の現在借りております資材置場という事で、周りの田んぼも民家の近くという事で荒れてはいませんが、水利が不便で管理はされているものの作付はされていないので有効利用という事と思いますので、問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
藤室委員	<p>先ほどの事業計画変更の件ですが、この5条は2筆に分かれているという事で、この内容については、住宅の借入れ金の関係で内容を分けなければならない事ですので、その辺をご理解いただきたい。</p>
松永委員	<p>No.4 神戸です。当該地はですね、2ヶ月ほど前に許可済みの隣で〇〇さんが駐車場を増設するという事でこの度の申請がありました。周囲では、稲作をしている田んぼもなく、前回でもきっちりやってくれていますので、何ら問題はないと判断いたしました。</p>
福岡委員	<p>先般、現地において、農業指導委員、農業委員、事務局、譲受人とで説明を受けました。事務局の説明のとおりで間違いございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
西田委員	<p>No.6ですけど、営農って何を作っておられて、収穫量がどれくらいあるか報告状況を教えてもらえませんか？</p>
事務局 (岡嶋)	<p>営農型太陽光発電の下部については、水稻を作付されておまして、毎年、80%以上の収穫という報告を受けております。</p>
西田委員	<p>80%というのは？ 伊賀の平均の80%なの？</p>
事務局 (岡嶋)	<p>反当り450kgで報告を受けています。地域の平均単収が500kgですので、計算すると90%以上の単収との報告をいただいております。</p>
西田委員	<p>単収450kg？</p>
事務局 (岡嶋)	<p>地域の平均的な単収が500kgですので・・・</p>
西田委員	<p>これ、平成14年から始まっているんですね。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>平成24年度です。</p>
西田委員	<p>ああ、平成24年度から・・・ ごめんなさい。今回、何回目の更新なの？</p>
事務局 (岡嶋)	<p>3年毎の更新なので、今回で5回目です。</p>
西田委員	<p>この法人さんが農業をやっているの？ ファイン株式会社？</p>

事務局 (岡嶋)	そうです。この業者さんがやっています。
西田委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。
議 長	他にないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第4号 No.1～No.6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.6については、原案どおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第4号 No.7～No.11について事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (勝本)	<p>No.7 申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、西高倉の公民館から北西に約350mほどの県道信楽上野線沿いに位置した第2種農地と判断します。 譲受人の〇〇合同会社は、令和元年9月9日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。</p> <p>施設の概要は、申請地と隣接する宅地、宅地の面積は357.58㎡、申請地に隣接する宅地を利用して太陽光発電施設として利用するものです。</p> <p>申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>土地造成は整地のみ、設置後は定期的に草刈りを実施いたします。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透により処理いたします。 また、周囲にはフェンスを設置し、太陽光パネルを128枚設置し、フィット工法によらない太陽光発電施設となっております。</p> <p>工事期間は、許可日から令和7年12月31日までの計画です。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.8 詳細については議案書のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道四十九駅ホームの東向に位置する線路沿いの農地で、都市計画法第8条第1項第1号の規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。</p> <p>今回の申請につきましては、8月総会で上程された案件でしたが、譲受人の変更(会社名義から個人名義への変更)が生じまして、8月にいただいた許可の取下げ申請が出され、取り消しとなりました。そして再度、この度、譲受人を変更しての申請となりました。</p> <p>計画概要につきましては、工期は許可日から令和8年1月31日までの計画で、コインランドリー店舗及び利用者の駐車場(7台分)ですけど設ける計画で、8月総会にも説明させていただいたとおり、今回、譲受人の変更のみで計画内容、資金関係、関係部局との調整については変更もなく問題はございません。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.9 詳細については議案書のとおりです。 申請地は、名阪国道上野東ICより南東へ約350mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。</p>

	<p>申請者の株式会社〇〇さんは、昭和40年4月に大阪の方で〇〇として創業され、リサイクル材料を用いた床用タイル・遮音製品などの製造を行っている会社で、今回、市内の工場を有している申請者が今後の事業拡大を計画されており、名阪国道のICにも近く、流通等に適した当該地を市内及び市外に在住する譲渡人(3名)の方から土地を売買により譲り受け、工場の倉庫及び社員寮として転用するものです。</p> <p>工事計画といたしまして、工期は許可日から令和8年7月30日までの計画で、切土・盛土工事を行い整地をして、倉庫:1棟、社員寮:4棟、駐車場:24台分、流通トラック等の待機場所として2台分のスペースを設ける計画で、取水は伊賀市上下水道を利用、施設内の雑排水については浄化槽で対応、その他の排水(駐車場等の雨水)は境界に設置する集水桝より既設水路へ放流する予定です。</p> <p>工事にかかる資金については、銀行の残高証明も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>また、隣接する土地関係者への説明及び了承も得ており、工事に伴う開発許可申請も提出済みで、施行承認の許可も受けております。</p> <p>周辺農地に対しての影響はありません。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>続きまして、No.10 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>申請地につきましては、No.9と同じ敷地内でこの申請の〇〇さんですけれども徳島県を拠点に不動産業を軸に経営されている業者さんで、No.9で申請のあった〇〇さんの関連会社でもあります。</p> <p>この度、〇〇さんが倉庫等の造成に伴いまして、その該当地を売買によって譲り受けて事務所及び駐車場として転用するものです。</p> <p>工事計画といたしまして、工期は許可日から令和8年7月30日までの計画で、〇〇さんの申請と同じく、切土・盛土工事を行い事務所及び駐車場を整備する計画です。</p> <p>取水については伊賀市上下水道を利用、施設内の汚水・雑排水は浄化槽で対応します。その他の排水については、敷地の境界にある側溝を通じて既設道路側溝に接続し放流する予定です。</p> <p>工事にかかる資金計画についても、銀行の残高証明も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地関係者への説明及び了承も得ており、周辺農地に対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>続きまして、No.11 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>申請地につきましては、名阪国道友生ICより東へ約400mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。</p> <p>申請概要につきましては、所有者さんが県外の施設に入所されておりまして、今後、農作業の見込みがないためその土地を売却に出したところ、市内で建設業を営んでいる申請者が業務にかかる資材及び重機の置場として活用するため、売買により取得したものであり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>計画概要として、工期は許可日から令和8年6月1日までで、土地造成は整地のみで取水・汚水はなく、排水は雨水のみで地下浸透及び集水桝より既設水路へ放流します。</p> <p>また、隣接地の東・西・北側にそれぞれコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水等の流出を防止します。</p> <p>工事にかかる資金計画については、残高が証明できる書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して影響はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の説明に関連して、新居地区、久米地区、中瀬地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>

森田委員	No.7 新居です。 9月24日に関係者で立会を行いました。 この土地は、休耕地になっているんですけども隣に大きな林といいますか森みたいになっているところがあって、その対象の土地も獣の足跡がたくさんあって、長いこと作付とかができなかったんだなあという土地になって仕方がないかなと思いました。 特に問題はありませんでした。 よろしくお願いいいたします。
玉岡委員	No.8 久米地区です。 9月29日に現地立会を行いました。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、伊賀鉄道の四十九駅の入り口付近にコインランドリーの整備ですが、企業から個人に変更という事で改めて申請ということですので、よろしくお願いいいたします。 No.9 先ほども事務局からの説明のとおりで、これは今、この近くを通りますと、〇〇という商業施設が来る場所の裏に〇〇さんが倉庫及び社員さんの寮を増設するという事で、これも名阪国道の上野東ICの近くですけど、側道から入るという計画で、毎年農地パトロールで現地に足を運んでいるんですけど、雑草や木が生い茂っている状態でしたので、早くきれいになればいいのになと思っていたところに今回の申請地となりましたので、よろしくお願いいいたします。 No.10 これも先ほどのご説明のとおりでして、〇〇さんの造成する場所の一角をこの〇〇さんが事務所を建てるという事で、No.9の同じ場所ということですので、よろしくお願いいいたします。
西田委員	No.11 中瀬地区です。 事務局の説明のとおりでございまして、ここも長らく休耕地の畑でございまして、今回、この建設業の資材置場としての申請です。 よろしくお願いいいたします。
議長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。
門口委員	No.11ですけども、建設業というのは個人でやられているの？
事務局 (山出)	そうです。個人経営でやられています。
門口委員	あまりにも面積が3,300㎡と広いのですが、何をどうするの？
事務局 (山出)	建設重機と建設資材・材料ですかね。 土とか砂利、碎石とかを置くスペースで、半分が駐車場という形でしてちょっと2段になっている農地なので上側が駐車場、下側が資材及び重機等の置場として利用します。
門口委員	はい、わかりました。
議長	他にございませんか？
議長	ないようですので、議案書第4号 No.7～No.11について一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第4号 No.7～No.11について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.7～No.11については、許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第5号「非農地証明下付願い」についてを議題といたします。
議長	議案第5号 No.1について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第5号 非農地証明下付願いについて説明いたします。 総会資料8ページです。

	<p>No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地の125の1につきましては、花垣神社の西200mほどに当たり、その他3筆につきましては、そこから更に南へ800mほど下ったところの山の中にある農地でありまして、第2種農地に該当します。</p> <p>当該農地につきましては、昭和51年ごろ植林し、現在も山林として利用されている状況で木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響もなく非農地として問題はないと判断いたしました。 以上です。</p>
議長	只今の説明に関係して、花垣地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	花垣です。事務局の説明どおりで現状として、だれが見ても山林というような事でもよろしくをお願いいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
門口委員	地番がね、かなり離れているけど、1つの申請ってどうなの？
事務局 (矢野)	全然、近くないです。
門口委員	それならば、申請は各地番ごとでの申請じゃないの？
事務局 (矢野)	願い出人も一人ですし、内容としては農地でない山林の状況ですという内容で統一されていますので、申請の方は1本での申請となっています。
門口委員	願い出人と内容はいっしょですけど、地番が違う場合や離れている場合は別申請した方がいいのでは？ そうじゃないの？
事務局 (矢野)	内容が違う場合は、申請を分けるのが望ましいと思いますが、すべての土地が山林のような状況で願い出人も同じで、内容も統一されていますので、あえて分ける必要もないと思います。
門口委員	本来は別枠でしょう！ どう考えても。 場所が離れておれば、同じ人が同じタイミングで出すという事と思いますが、制度としてはNo.を変えて申請するのが普通じゃないの？
事務局 (矢野)	わざわざ分ける必要はないと思います。
事務局長 (前川)	ちょっと補足させてもらいますと、先ほど矢野の方から説明のあったとおり願い出人がいっしょで、現況もいっしょという事でこの下付願いの証明をしましたら、それを持って法務局にて登記をする際に何ら問題はございませんので、場所がはなれていようが問題はございません。
門口委員	わかりました。
議長	そういう事でよろしくをお願いいたします。
議長	ほかにございませんか。
議長	ないようですので、議案書第5号 No.1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明下付願い」について、No.1は原案のとおり証明することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第6号「買受適格証明願い」についてを議題といたします。
議長	議案第6号 No.1について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	議案第6号 買受適格証明についてご説明いたします。 総会資料9ページをご覧ください。

	<p>この度、伊賀市で競売となった農地についての入札が行われるので、農地法第3条の買受適格証明が1件提出されました。 今回、対象となる物件についての願い出者は1名です。</p> <p>No.1 申請内容については総会資料のとおりです。 当該農地は、佐那具町地内で、北伊勢上野信用金庫に差し押さえられた物件であり、この度、津地方裁判所伊賀支部で公売により入札が行われます。</p> <p>買受的証明願いについては、対象物件により農地法第3条の審査により判断する事となります。 今回の期間競争入札参加のための第3条の買受適格証明が提出されております。 改札期日は令和7年11月26日の午前10時です。</p> <p>譲受人の耕作面積は14aで、取得後は19aとなります。本人と妻で常時従事されます。農機具は、草刈り機・チェーンソーを所有され、必要に応じて農機具を調達する予定で、取得後は果樹を作付されます。 自宅から自家用車で約3分と近隣であり、取得後も効率的に耕作できるものと認められます。申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>本日、地元農業委員さんは欠席されておりますが、9月29日の現地立会時に問題はないと伺っておりますので、併せて報告いたします。以上です。</p>
議 長	はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第6号 No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第6号「買受適格証明願い」について、No.1は原案のとおり証明することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第7号「農地利用集積等促進計画案」についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	<p>はい、失礼します。 まず先にですね、農地法第4条の方でも触れましたが、鶏舎の借受人の設定がありまして、その借受人については、新規営農者にあたりますので、そちらの説明をまずさせていただきます。</p> <p>13ページ 整理番号128番の権利設定についてです。 譲受人の〇〇さんにつきましては、経営面積が0㎡であるため、10月1日に新規営農面談を行いました。 〇〇さんは神奈川県出身の28歳で、滋賀県で水質検査等の企業に就職しましたが、東京農業大学在学時代に学んだ農業をしたいとの思いから、伊賀市の農業法人で約2年ほど野菜づくりや養鶏について学び、法人からの伝手もありまして、議案第2号のNo.1の農地法第4条でも説明がありました申請地につきまして、借り受けをすることとなりました。</p> <p>現場につきましては、細かい網目で覆われた鶏舎が2棟建っておりまして、その内の1棟に現在、平飼いでヒナ鳥が100羽飼育されております。 その後、2年目には200羽と徐々に増やしていき、最終的には400羽を飼育する予定となっております。</p> <p>飼料につきましては、近隣の農家などからくず米やおから等を提供してもらっておりまして、カキ殻につきましては、仕入れをしている状況です。 鶏卵の販売先につきましては、レストランに卸したりネットでの販売を計画しておりますが、現在は既にカフェへの売買が決定しているとの事です。</p>

	<p>施設の概要について、排水につきましては、にわたりの飲み水の残りが発生するんですが、そちらは鶏舎内に撒くことで処理をしております。</p> <p>鶏糞につきましては、近隣の農家等に肥料として提供する予定です。</p> <p>また、家畜の経営につきましては、県の家畜保健所に現在手続き中でして、鳥インフルエンザ等に対する対応もされております。</p> <p>〇〇さんについての説明は以上となります。</p>																														
事務局 (勝本)	<p>続けて、農用地利用集積等促進計画の内容について説明させていただきます。</p> <p>総会資料10ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。</p> <p>利用権が設定された土地が新規設定で7件で田:9筆、畑:3筆でございます。</p> <p>計画面積は合計15,695㎡となっております。</p> <p>詳細について説明させていただきます。</p> <p>議案書12ページから13ページをご覧ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>花垣地区</td> <td>整理番号</td> <td>127～128</td> <td>2件</td> <td>筆数: 4筆</td> <td>面積:8,048㎡</td> </tr> </table> <p>議案書14ページ</p> <table border="1"> <tr> <td>玉瀧地区</td> <td>整理番号</td> <td>129～130</td> <td>2件</td> <td>筆数: 5筆</td> <td>面積:5,096㎡</td> </tr> </table> <p>議案書16ページ</p> <table border="1"> <tr> <td>依那古地区</td> <td>整理番号</td> <td>131</td> <td>1件</td> <td>筆数: 1筆</td> <td>面積:1,304㎡</td> </tr> </table> <p>議案書17ページ</p> <table border="1"> <tr> <td>西柘植地区</td> <td>整理番号</td> <td>132</td> <td>1件</td> <td>筆数: 1筆</td> <td>面積:710㎡</td> </tr> </table> <p>議案書18ページ</p> <table border="1"> <tr> <td>阿波地区</td> <td>整理番号</td> <td>133</td> <td>1件</td> <td>筆数: 1筆</td> <td>面積:537㎡</td> </tr> </table> <p>すべて新規設定です。</p>	花垣地区	整理番号	127～128	2件	筆数: 4筆	面積:8,048㎡	玉瀧地区	整理番号	129～130	2件	筆数: 5筆	面積:5,096㎡	依那古地区	整理番号	131	1件	筆数: 1筆	面積:1,304㎡	西柘植地区	整理番号	132	1件	筆数: 1筆	面積:710㎡	阿波地区	整理番号	133	1件	筆数: 1筆	面積:537㎡
花垣地区	整理番号	127～128	2件	筆数: 4筆	面積:8,048㎡																										
玉瀧地区	整理番号	129～130	2件	筆数: 5筆	面積:5,096㎡																										
依那古地区	整理番号	131	1件	筆数: 1筆	面積:1,304㎡																										
西柘植地区	整理番号	132	1件	筆数: 1筆	面積:710㎡																										
阿波地区	整理番号	133	1件	筆数: 1筆	面積:537㎡																										
事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、農地売買等事業について説明させていただきます。</p> <p>総会資料20ページをご覧ください。</p> <hr/> <p>整理番号134番 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん、所有権を移転する者は、名張市の〇〇さんで、所有権を移転する土地は、古郡地内の田:1筆、面積は3,309㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年12月23日を予定しております。</p> <hr/> <p>整理番号135番 所有権の移転を受ける者は、比土の〇〇さんで、所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する土地は、古郡地内の田:1筆、面積は3,309㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年12月23日を予定しております。</p>																														
事務局 (勝本)	<p>以上で農用地利用集積等促進計画の内容は利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められ、農地中間管理事業の推進に関する訪露つ第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。</p> <p>以上が農地利用集積計画の説明となります。</p> <p>以上です。</p>																														
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。																														
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。																														
議長	議案第7号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。																														

一同	挙手
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案」については、計画案のとおり意見の決定をすることにいたします。
議長	以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から連絡事項はありますか。
事務局長 (前川)	私の方から2点お知らせさせていただきます。 まずですね。先日、10月1日に合同研修会を実施させていただきました。ご参加いただきまして、ありがとうございました。 その中でですね、農地パトロールことを説明させていただいたんですけど、改めて言わせていただきますと、この10月、11月の2ヶ月で農地パトロールの実施をお願いさせていただきます。 それで、その時の説明でもございましたけども、毎年、紙の地図も準備していたんですけども、本年からは経費も二重にかかってしまうこともございまして、タブレットのみでの実施する中で、ちょっとタブレットの操作に不安という地区委員さんがいらっしゃいましたら地区担当(事務局)がそのパトロールに同行させていただきまして、操作説明をしながら実施していきたいと思っておりますので、また、地区で相談いただきまして、もう既に日程調整を行っている地区もあるんですけども、地区の方で調整いただいて、日を何日か設けていただいて事務局の方へ日程調整という事で進めていただきたいと思います。 まず、これが1点目です。 それと、2点目なんですけど、あと、ちょっとお知らせしたい事もありますので、女性委員の3名の方につきましては、残っていただきたいと思っております。 私からの事務連絡は以上です。
会長	皆さんから何かありませんか。
会長	パトロール遠慮なく担当職員が付きますので、事務局へ連絡してください。
会長	今回、常設審議委員会の案件が3件です。 14日に行われます県の常設審議委員会へ私と事務局で出席させていただくんですけど、今回、3,000㎡を超える3件について意見聴取されますので、がんばってきます。いつも、伊賀市が集中攻撃される時がありますので・・・ がんばってきたいと思っております。
会長	次回の総会は、来月11月10日(月)午後1時30分より、この場所(202・203会議室)で開催いたしますので、よろしく願いいたしたいと思います。
会長	以上をもちまして、伊賀市農業委員会第28回総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和7年11月10日

会長

坂本 榮二 ㊞

議事録署名者

藤室 明生 ㊞

議事録署名者

松永 省二 ㊞